

大井町障がい者計画・ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 概要版

1 計画策定の趣旨・背景

障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定されるなど、障がいを取り巻く社会情勢が変化するなか、大井町では「大井町障がい者計画・大井町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」）を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障がい者計画」は本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるものです。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

3 計画の期間

「大井町障がい者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で計画の期間とします。

「大井町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

4 計画の基本理念

総合計画の考え方に基づき、町民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることが出来る社会を実現していく共生社会の実現に向け、基本理念を「共生社会の実現に向けて理解しあい支えあうまちづくり」とし、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

基本理念

共生社会の実現に向けて
理解しあい支えあうまちづくり



5 基本目標

1 福祉コミュニティの推進

地域共生社会の実現に向け、障がいへの正しい理解を深めるための広報や啓発活動、交流活動に取り組みます。

また、地域交流やボランティア活動を促進し、地域内で障がいのある人を支え合う意識を醸成することに努めます。

2 地域生活の支援の充実

障がいの有無に関係なく、個々の状況に応じた細やかな相談支援を提供し、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けるための体制を構築します。また、予測される医療的ケアが必要な児童の増加に備えて、地域生活支援施設の整備と関連する保健・医療・福祉・教育機関との連携を包括的かつ重層的に強化していきます。

また、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策を推進します。

3 就労や社会参加の支援

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりが持つ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。障がい者の雇用促進に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善に取り組んでいきます。

また、生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実させることで、障がい者の生きがいや社会参加を促進します。

4 住みよい生活環境づくり

障がいのある人が安全かつ快適に暮らしやすい生活環境を整備し、自立と社会参加を支援するため、障がい者向けの住宅や建物、公共交通機関などをバリアフリーにし、心のバリアフリーに対しても取り組みを進め、ユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりを推進します。

5 子どもの健やかな発達の支援

子どもの障がいに対して、できるだけ早期から継続的な支援を行うため、早期発見・早期療育を推進します。

また、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実を図ります。

6 成果目標

目標値の設定

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質の向上
- 障がい児支援の提供体制の整備等

令和6年3月 発行 大井町 福祉課
〒258-0019 神奈川県足柄上郡大井町金子 1964-1
電話：0465-83-8024(代表) FAX：0465-83-8016